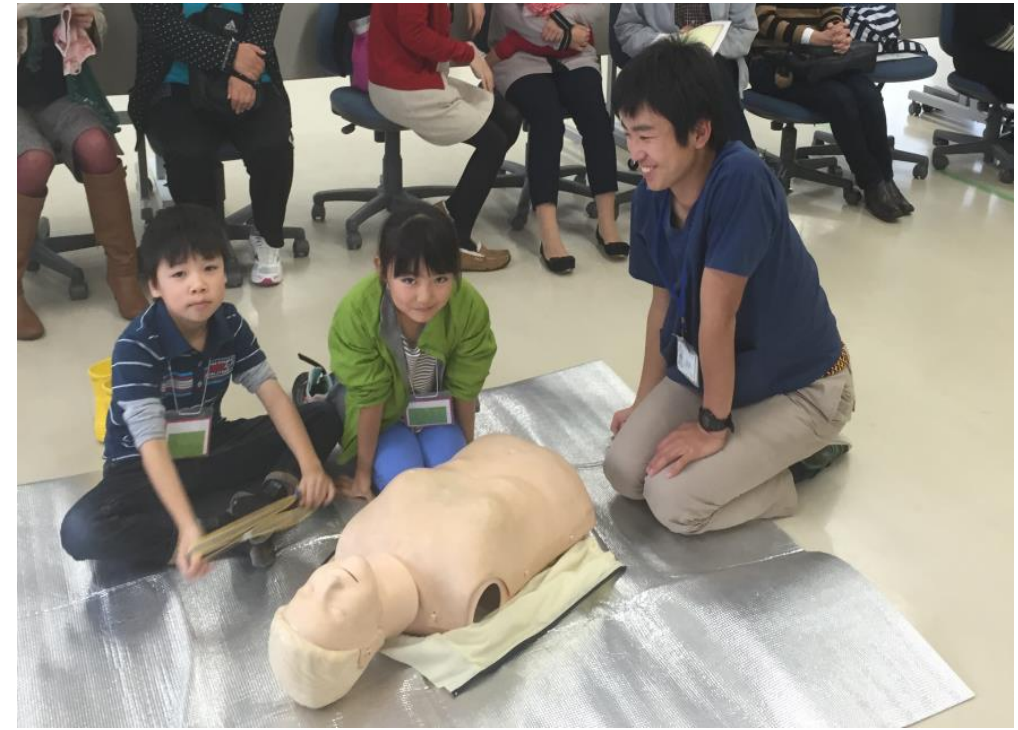


三重大学附属病院救命救急センターと津市の連携



津市子どもも救急教育プロジェクト



平成30年8月3日

子ども救急教育プロジェクトとは

小学5・6年生を対象とした総合的な救急教育プログラム

★家庭学習…夏休み期間を利用して家族とともに学ぶ

★体験学習…様々なシナリオに取り組む「子どもメディカルラリー」

家庭学習と体験学習を組み合わせた例は全国初！

教育の特徴

★学校における授業形式ではなく、家族との家庭学習形式

★家庭学習→体験学習の流れで、学んだ知識を実践する力へ

津市独自の学習テキスト

医療・教育・消防が連携し、それぞれの専門分野から検討を加えながらテキストを作成



三重大学附属病院救命救急センター長 今井寛教授

- ★平成26年から体験型の学習として「子どもメディカルラリー」を開催
- ★家族とともに学ぶ家庭学習の要素を追加し、体験学習型の子どもメディカルラリーと併せて、総合的な救急教育プログラムへ発展させることを考案



医療・教育・消防による 3者連携プロジェクト

- ★平成30年 1月 3者連携のプロジェクトチームが始動
編集委員会で学習テキストの制作開始
- ★平成30年 6月 校長会にてプロジェクト説明。参加校を募集開始
- ★平成30年 7月 夏休み期間に学習テキストを利用した家庭学習を開始
- ★平成30年11月 家庭学習を踏まえた子どもメディカルラリーを開催予定

三重大学附属病院救命救急センター



MUSH

医師

医学生

Mie Univ. Students Helper
県内の救急医療に関する支援活動
を行う三重大学医学生の団体



テキスト制作・改訂

家庭学習の支援

消防職員

行政職員

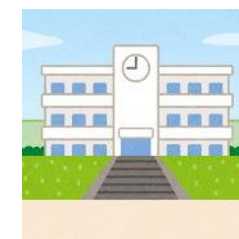
子どもメディカルラリーの開催

消防本部

教育委員会事務局
市内の小学校

救急救命士

教職員



★家庭学習：「きゅうめいノート」

★体験学習：「子どもメディカルラリー」

きゅうめいノート

小学5・6年生用



津市・津市教育委員会
三重大学医学部附属病院
救命救急センター

家庭学習と体験学習
の組み合わせは、全国的に初の取り組み！

のどに何かつまったとき

のどにものがつまると、呼吸(こきゅう)が止まって、心臓(ぞう)も止まってしまいます。ここではのどにつまったものを取りのぞく方法を学びましょう。

「のどに何かつまったの？」と話しかけて返事ができる時とできない時でやることが変わるよ。



のどにものがつまった時

▽返事をしたり、うなずいたりできる時

背中(せなか)をさすって、せきや呼吸(こきゅう)を助けよう！

▽返事をしたり、うなずいたりできない時

次の方法をためしてみる！

- ①背中をたく方法
- ②おなかをつき上げる方法



家庭学習への参加校を中心に
ラリーへの参加者を募集

※平成30年度に作成・配布した「きゅうめいノート」

※写真：昨年の子どもメディカルラリーより

全国的にも例がない取組みのため、医療・教育・消防で構成する編集委員会で、それぞれの専門的な立場から意見を出し合いながら、試行錯誤で初版を完成

制作に当たってのポイント

- ★家庭で学習する児童全員が、理解できる記載内容であること
(イラストの活用や、敢えて医学用語を使用しない文章表現など)
- ★実際に児童と接している教職員の意見を重視したこと

主な学習項目

- | | | |
|------------|------------|-------------------|
| ★心肺蘇生法について | ★骨折時の止血法 | ★救急車を呼ぶべき状況 |
| ★窒息の解除 | ★防災について考える | ★動けない人の搬送法 |
| ★出血時の止血法 | ★簡単な救助法 | ★学習効果確認のための簡単なテスト |

応急手当だけでなく、事故や災害への基本的な対処法も含めて、家族と楽しみながら、複数のシナリオを体験

★日時：平成30年11月25日(日)

★会場：三重大学医学部

医学生(MUSH)が中心となって運営

次世代の医師として、コミュニケーション能力や指導技法を磨くために、消防本部と連携しながら中心となって運営

消防本部が運営を支援

救急救命士・救助隊員資格者等の専門家が、実例に基づいたシナリオを提示するほか、参加者の実習を技術面でサポート

小学5・6年生を対象とした救急医療や災害対応の学習

◆ 目的

子どもたちが、学習テキスト「きゅうめいノート」を活用し、救命について家族と一緒に考え、命の尊さについて学ぶ機会を提供する

◆ 参加校(5・6年生)

養正小、豊が丘小、南立誠小、倭小、明小、草生小 計6校(374名)

(学習の流れ)

- ① テキスト「きゅうめいノート」を夏休み前に配付
- ② テキストを利用した家庭学習(夏休みに家族と一緒に救命について考える)
- ③ テキスト終了後に各家庭において確認のための小テストを実施
- ④ 三重大学附属病院救命救急センターにて採点及び本人に返却
- ⑤ 子どもメディカルラリーに参加(11月25日開催、希望者30名程度の予定)

より良い教育内容を提供する

PDSAサイクルによる教育

Plan: 計画

Do: 実施

Study: 研究

Action:
次の行動へ

P・子ども救急教育用テキストの作成

D・テキストを利用した家庭学習
(家族と話し合う機会を重視)

- ・学習成果を確認する試験orアンケート
- ・子どもメディカルラリー

S・家庭学習に関するデータの集約・検証
・子どもメディカルラリーに関するデータの分析・研究

A・教育内容の改訂・バージョンアップ
・研究データ等について情報発信
※学会発表や論文等

教育の効果を次世代の津市へ

津市子ども救急教育プロジェクト

教育委員会事務局

家庭学習における効果

- ・救命に関する知識の修得
- ・家族との絆
- ・救急車の適正利用

三重大学附属病院 救命救急センター

確認試験における効果

- ・学習意欲の向上
- ・次の教育への応用
- ・救急医学でのデータ活用

消防本部

子どもメディカルラリーの効果

- ・楽しみながら体験・学び
- ・緊急事態が起きた場合の行動力

子どもの頃から家庭学習・体験学習を通じて総合的な救急プロジェクトを学び、まさかの時に対応できる救命処置を身に付ける

救命のために行動できる人を育てるまち「津市」

平成30年度

津市職員

新規採用試験 職務経験者採用試験 を実施



平成30年8月3日

津市新規採用・職務経験者採用の計画的な実施

基本方針

① 実働2,500人体制の下での最大限の価値の創出

- 業務と人員の在り方等の検討、定数外職員の補充（育休代替任期付職員等）

② 退職者数の増減を見据えた計画的な定員管理

- 採用者数の平準化による有為な人材の安定的な確保

③ 新規事業への対応や市民サービスのさらなる向上のため、多様な人材を採用

- 平成33年開催予定の国民体育大会等への対応を見据えた長期的な定員管理ビジョン
- 職務経験者採用の継続実施…専門的な行政需要への行政サービスの拡大

④ 技術の伝承等のため、専門職の継続的な採用

- 多職種を採用を継続的に実施

来年度における採用

基本方針を踏まえ

- 採用者数の平準化を基本とする採用
- 継続的な技術の伝承等を進めるための多職種の採用
- 専門的な行政需要に対応するための有為かつ多様な人材の採用

平成31年4月1日入庁予定の採用職種・採用者数

新規採用試験



11職種 77人を採用予定

職務経験者採用試験



2職種 4人を採用予定

新規採用試験(前期日程)

※第1次試験 7月8日実施済



2職種 5人を採用予定

短期大学教員

※別途採用予定



2人を採用予定

計88人を採用予定

平成30年度 新規採用試験の概要①

募集職種・採用予定人数

募集職種	採用予定人数
事務職	35人程度
事務職(身体障がい者対象)	1人程度
技術職(土木)(※)	2人程度
技術職(機械)	2人程度
保育士	10人程度
保健師(※)	1人程度

募集職種	採用予定人数
技能員(清掃員等)	10人程度
技能員(調理員)	5人程度
消防職	8人程度
幼稚園教諭	2人程度
養護教諭	1人程度

採用予定人数 計77人程度

※上記人数のほか、前期日程において技術職(土木)3人程度、保健師2人程度を採用予定
(第1次試験 7月8日実施済)

平成30年度 新規採用試験の概要②

試験方法・日程

保育士と幼稚園教諭の併願が可能

第1次試験

教養試験、専門試験、
事務適性検査等

事務職等 9月16日 日

幼稚園教諭・
養護教諭 10月14日 日

第2次試験

口述試験(個人面接)、
実地試験、実技試験、
ケーススタディ試験等

10月中旬～10月下旬

第3次試験

口述試験(個人面接)、
集団討議

11月中旬～11月下旬

※試験内容は職種により異なります

最終合格発表 12月中旬

職務経験者採用試験の実施

津市へのU・I・Jターン就職
や転職を望む声

新規職員採用試験には
年齢制限が存在

幅広い年齢層の人が受験できる
ステップアップ・再チャレンジする機会を創出

津市におけるメリット

- ① 即戦力として活躍が期待できる
- ② 複雑・多様化する行政ニーズへの対応
- ③ 組織力の強化・組織風土の活性化

市民サービスの
さらなる向上

平成27年度から職務経験者を採用（計39人）

平成30年度 職務経験者採用試験の概要①

募集職種・採用予定人数・受験資格

募集職種	採用予定人数	受験資格		
		資格	職務経験	年齢
事務職	3人程度	-	3年以上	新規採用職員の 受験資格の上限を 超える年齢から 59歳まで (平成31年4月1日時点)
言語聴覚士	1人程度	言語聴覚士 免許	3年以上 (医療機関、社会福祉施設等における 言語聴覚士としての職務経験に限る)	

※職務経験は平成25年4月1日～平成30年7月31日の間における経験に限る

採用予定人数 計4人程度

求める職務経験等の一例

- 主任介護支援専門員有資格者(主任ケアマネジャー)
- シンクタンク等での調査・研究及びコンサルティング業務への従事経験を有する人材
- 文化施設等の運営及び舞台管理の経験、または民間でのプロモーターの経験を有する人材
- スポーツ関連団体等の立ち上げや運営の経験を有する人材
- ICT(情報通信技術)を活用した企業支援の経験を有する人材

※あくまで一例となります。津市では民間企業等で職務経験のある方を広く募集しています。

職務経験者採用試験の申込者数・採用者数等の状況

平成30年度採用者107人のうち4人が職務経験者（4%）

	募集職種	採用予定人数	申込者数	志願者倍率	採用者数	実質倍率
平成30年度	事務職	4人程度	156人	39 倍	4人	39 倍
平成29年度	事務職	3人程度	177人	59 倍	4人	44.2倍
	技術職(土木)	2人程度	12人	6 倍	1人	12 倍
	技術職(建築)	1人程度	5人	5 倍	1人	5 倍
	看護師	1人程度	6人	6 倍	2人	3 倍
平成28年度	事務職	3人程度	212人	70.6倍	6人	35.3倍
	技術職(土木)	1人程度	23人	23 倍	5人	4.6倍
	看護師	2人程度	5人	2.5倍	1人	5 倍
平成27年度	事務職	5人程度	402人	80.4倍	11人	36.5倍
	技術職(土木)	2人程度	27人	13.5倍	2人	13.5倍
	技術職(建築)	1人程度	16人	16 倍	2人	8 倍

平成30年度 職務経験者採用試験の概要②

試験方法・日程

第1次試験

エントリーシートによる書類選考

内容等

知識、技術、能力等を活かして、どのような活躍・貢献ができるかや
どのような行政サービスを提供できるかをストーリー仕立てで記入

受付 8月3日 **金** から9月28日 **金** まで

第2次試験

社会人基礎試験 10月27日 **土** } (予定)
口述試験(個人面接) 10月28日 **日** }

第3次試験

口述試験(個人面接) 11月下旬(予定)

最終合格発表 12月中旬

職務経験者採用時点の職名・給与モデル

モデル① 38歳大学卒（職務経験16年）の場合

年 収：約520万円

職 位：主査

想定条件：配偶者、子2人あり

※上記には、各種手当（扶養手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当(平均)等）が含まれています。

モデル② 50歳大学卒（職務経験28年）の場合

年 収：約700万円

職 位：担当主幹

想定条件：配偶者、子2人あり（子1人は16～22歳）

※上記には、各種手当（扶養手当、期末・勤勉手当、管理職手当等）が含まれています。

※上記年収は職務経験の内容により異なります。22歳大学卒(新卒者)の年収は、約330万円です。

受験案内 入手方法

平成30年8月3日 金 から配布開始

- ▶ 津市ホームページからダウンロード
- ▶ 下記窓口において配布

人事課、消防総務課、教育総務課、案内（市本庁舎1階）、アストプラザ（アスト津4階）、各総合支所地域振興課、各出張所等

受付期間

新規採用試験

平成30年8月3日 金 ～平成30年8月24日 金

職務経験者採用試験

平成30年8月3日 金 ～平成30年9月28日 金

平成31年度 県政に対する要望について



平成30年8月3日

要望する項目数の昨年度との比較

カテゴリー	昨年度要望した項目数	本年度要望する項目数
1. 県事業の迅速な取組を要請する項目	40項目	39項目 (新規:3、継続:36)
2. 県と本市との連携による取組を要請する項目	9項目	10項目 (新規:2、継続:8)
3. 本市の取組に対する支援充実を要請する項目	14項目	11項目 (継続:11)
4. 国政に対する要望への支援・協力を要請する項目	37項目	40項目 (新規:10、継続:30)
合計	100項目	100項目 (新規:15、継続:85)

三重県知事と津市長との「1対1対談」

今回の要望のなかで、**4項目**については、県政に対する要望に先立って、三重県知事と津市長との「1対1対談」で協議します

日時 平成30年8月20日(月) 16時00分から

場所 津みどりの森こども園:津市神戸332番地1

新:本年度から要望

継:昨年度も要望

4 国政に対する要望への支援・協力を要請する項目

対談時の項目順

4-(9) 幼児教育・保育の無償化に要する経費の全額国費対応

新

4-(8) 介護職員及び保育士の人材確保に向けたさらなる処遇改善への取組

継

4-(38) 地方の要望額に見合った公立学校施設整備費予算の十分な確保及び学校施設環境改善交付金の取扱いの見直し

継

4-(31) 県管理河川の早期整備に向けた予算確保に係る新たな仕組みづくり

新

平成31年度県政に対する要望

三重県知事への要望書提出日程

日時 平成30年8月23日**木** 14時30分から

場所 三重県庁3階 プレゼンテーションルーム



昨年度の県政要望
平成29年8月24日

主要要望内容

1 県事業の迅速な取組を要請する項目①

◎：昨年度も要望

1-(2)

国の減額調整措置見直しの趣旨に則した未就学児の医療費の窓口無料化に係る県補助(1/2補助)対象者の拡充

◎

1-(7)

放課後児童クラブへの実態に即した支援

◎

1-(19)

社会基盤整備事業関連予算の拡充及び県単建設事業の着実な推進

◎

1 県事業の迅速な取組を要請する項目②

◎(新) : 本年度から要望 ◎(継) : 昨年度も要望

1-(20) 道路ネットワーク形成、円滑な道路交通の実現に向けた道路整備の推進及び早期事業化並びに早期対策の実施

- ・ 県道一志美杉線(室ノロバイパス、室ノロ～矢頭トンネル)
- ・ 国道163号(片田バイパス)
- ・ 県道亀山安濃線(高野尾～安濃)
- ・ 県道二本木御衣田線(白山町二本木) ほか

◎(継)

1-(22) 香良洲橋(県道香良洲公園島貫線)架け替えの着実な整備推進

◎(継)

1-(27) 上野地区海岸堤防整備に係る予算の拡充及び着実な整備推進

◎(継)

1-(33) スクール・サポート・スタッフ配置促進事業の拡充

◎(新)

など全39項目

2 県と本市との連携による取組を要請する項目

①新:本年度から要望 ②継:昨年度も要望

2-(4)

第76回国民体育大会ビーチバレーボール競技に係る
開催経費の確実な予算措置及び積極的な支援・協力

①新

など全10項目

3 本市の取組に対する支援充実を要請する項目

3-(8)

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)創設に伴う
森林管理の実施主体となる市町への積極的な人的・技術的支援

②継

など全11項目

4 国政に対する要望への支援・協力を要請する項目

○新○:本年度から要望 ○継○:昨年度も要望

4-(10) 地域生活支援事業補助金の十分な予算確保

○新○

4-(22) 漁港の海岸保全施設整備に係る予算の拡充及び
白塚漁港に係る海岸保全施設整備事業補助金の重点配分

○新○

4-(32) 津松阪港海岸直轄海岸保全施設整備事業の早期整備促進

○継○

4-(34) 空き地の適正管理に向けた法整備

○新○

4-(39) 中学校における部活動指導員配置事業の堅持及び予算確保

○新○

など全40項目

昨年度要望した項目のうち前進したものの

津北部地域の海岸堤防の早期整備

上野地区海岸堤防 (長さ1,773m)

平成30年度から県が**工事に着手**

白塚漁港海岸堤防 (長さ2,000m)

国の補助事業に採択(海岸保全施設整備事業)
事業費の2/3の補助を受け、県が整備を推進

栗真地区海岸堤防 (長さ1,165m)

国による**直轄事業の延伸が決定**
(津松阪港海岸直轄海岸保全施設整備事業)

海岸堤防整備がスタート

白塚漁港海岸堤防



河芸工区(長さ1,000m)



白塚工区(長さ1,000m)

栗真地区海岸堤防



直轄事業延伸部分(長さ1,165m)

昨年度要望した項目のうち完了したものの①

主食用米生産に係る戦略的な方針の策定及び方針に基づいた生産数量目標の設定・提供

国が示す全国の需給見通し等を勘案し、
三重県農業再生協議会が県全体の「生産量の目安」を算定・提示

担い手農家の経営安定化と主食用米の安定的な需給

都市農地の賃借の促進等都市農業振興に係る支援制度の創設

- 市街化区域内農地の生産緑地面積要件の緩和
- 一定の貸付がなされた生産緑地への相続税等の納税猶予措置
- 都市農地の賃借が容易となる都市農地の賃借の円滑化に関する法律の制定

都市農業振興に係る支援が拡充

昨年度要望した項目のうち完了したもの②

合併特例事業債の発行期間の再延長

平成30年4月 合併特例事業債の発行期限を再延長する
改正特例法が成立

合併特例事業債の発行期限が再延長(5年)

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する 法律の補助率等の嵩上げ措置の継続

平成30年3月 道路法等の一部を改正する法律が成立
平成30年4月 道路財特法に基づく道路整備に係る
財政上の特別措置が施行

国庫補助率嵩上げ措置の10年間の延長が決定